

介護保険料を納めないでいると

災害など特別な事情もないのに保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。保険料は納め忘れないようにしましょう。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用をいったん**全額自己負担**しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**し、後日、保険給付分の払い戻しを申請しても、**一部または全部が一時的に差し止められます**。

2年以上滞納すると

保険料を納めていない期間に応じて、**利用者負担が引き上げられます**。また、高額介護サービス費等も受けられなくなります。

! これらの措置を受けても、保険料を納める義務は変わりません。

納付が難しいときは お早めにご相談ください!

災害など特別な事情があると認められたときには、保険料の減免等を受けられる場合がありますので、担当窓口までご相談ください。

介護保険料 Q&A



Q 介護保険のサービスを利用していても、保険料を納めるのですか？

A 介護保険は支え合いの制度です。介護保険のサービスを利用している、していないにかかわらず、原則として40歳以上の人は全員保険料を納めなければなりません。



Q 保険料は、どのようにして納めるのですか？

A 介護保険の保険料の納め方は、原則として年金から納めることになっています(くわしくは中面をご覧ください)。みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。



65歳以上のみなさんへ

令和3~5年度

介護保険料の

しおり



UD FONT by MORISAWA 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



禁無断転載©東京法規出版 1678401

薩摩川内市役所 高齢・介護福祉課
☎0996-23-5111

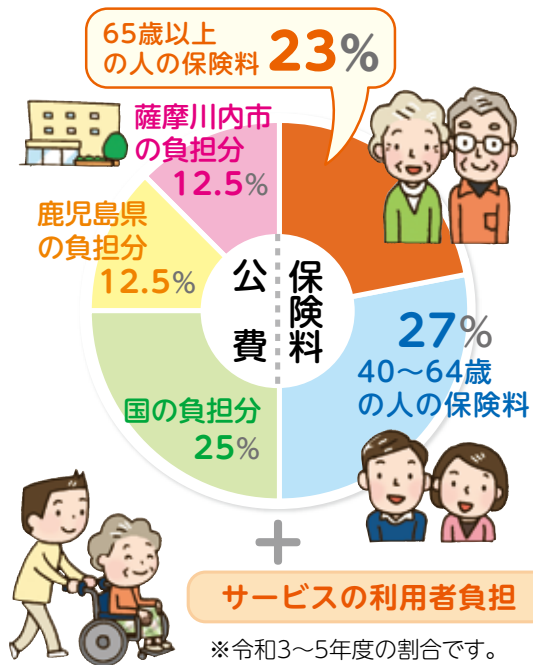
介護保険料は大切な財源です

介護保険は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合うしくみです。40歳以上の人々が納める介護保険料は、安定して介護保険を運営するための大切な財源となっています。

介護保険料は3年ごとに見直され、令和3年度からは第8期の新しい金額となりました。

介護や支援が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

介護保険の財源



介護保険料の決まり方

みなさんが住んでいるまちで必要と思われる介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人数などから「基準額」を算出し、所得に応じて段階的に決まります。

基準額は市区町村ごとに異なります

市区町村によって、必要な介護保険のサービス量や65歳以上の人数は違いますので、それにもとない基準額も異なっています。

保険料の「基準額」の決まり方

「基準額」とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことです。保険料は本人と世帯の課税状況や所得段階に応じて、段階的に設定されています（保険料段階は中面をご覧ください）。

$$\text{基準額 (年額)} = \text{薩摩川内市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)} \div \text{薩摩川内市の65歳以上の人数}$$

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

保険料を納め始めるのは

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例

10月1日生まれ

9月分から

10月2日生まれ

10月分から



65歳になる年度の保険料について

64歳までの分

4月から65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

例 10月2日生まれの人の場合

65歳

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4月～9月分を、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料から納めます。

10月～翌年3月分を、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。

介護保険料の納め方は年金額などで異なります

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額などによって2種類に分けられます。

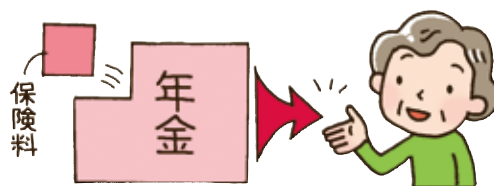
年金が **年額18万円以上** の人 ▶ **年金** から差し引かれます (特別徴収)

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金の定期支払いの際、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは、年金からの差し引きの対象となりません。

前年度から継続して年金から差し引かれている人は、前年の所得が確定するまでは、仮に算定された保険料を納めます。

確定した年間保険料額から、仮徴収分としてすでに納めた分を引いた金額を、納期に分けて納めます。



年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

年金が **年額18万円未満** の人 ▶ **納付書や口座振替** で納めます (普通徴収)

薩摩川内市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

保険料納付は
口座振替が便利です

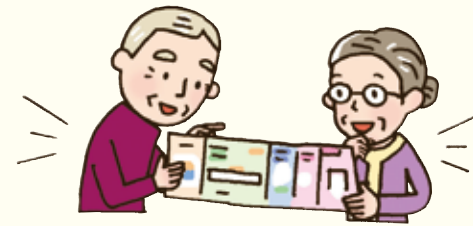
- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳届け出印)

これを持って薩摩川内市指定の金融機関で手続きしてください

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などには、納付書で納めることになります。



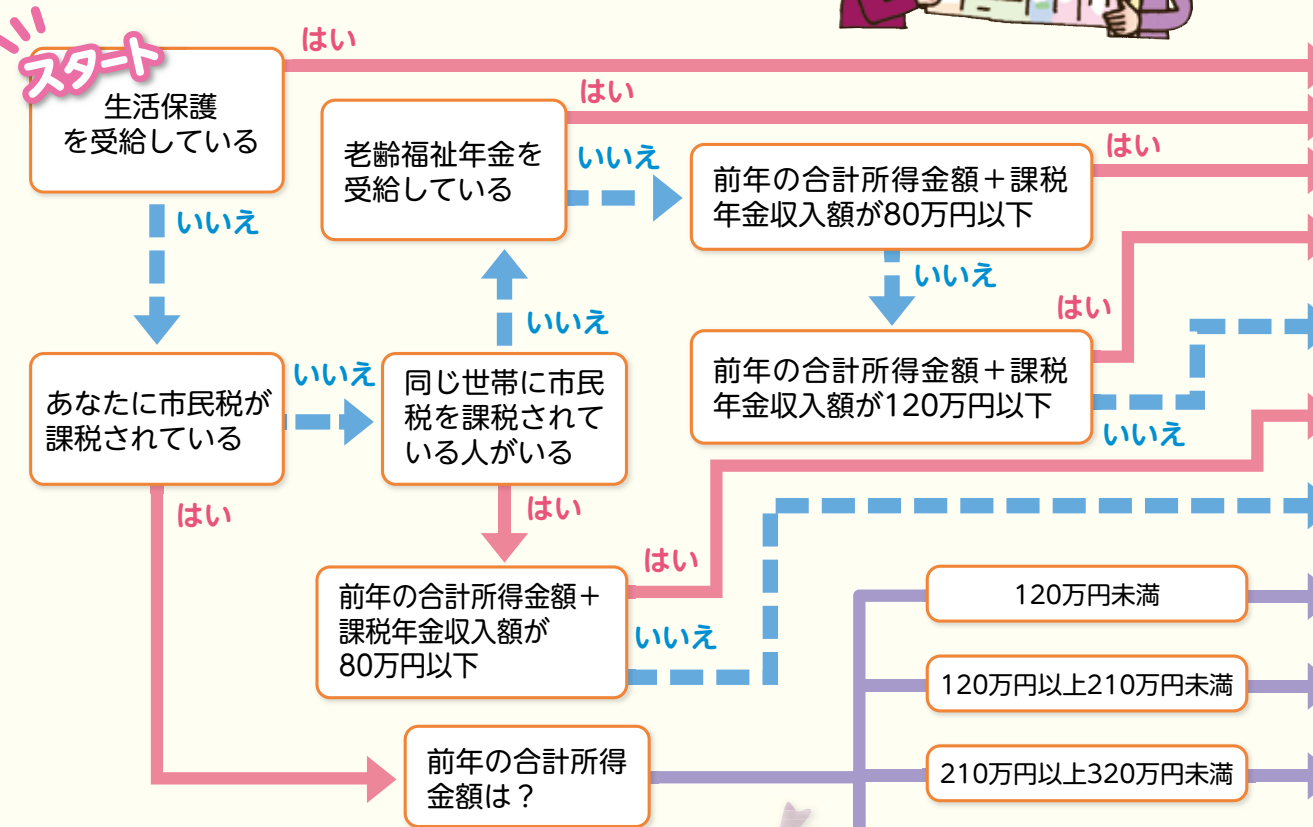
あなたの介護保険料を確認しましょう



市区町村ごとに決められた「基準額」をもとにみなさんの所得などに応じて段階的に決められます

●薩摩川内市所得段階区分(令和3～5年度)

所得段階	区分	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	世帯全員が市民税非課税	●生活保護受給者・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者・世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下	0.3	22,320円
第2段階		●合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円超、120万円以下	0.5	37,200円
第3段階		●合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円超	0.7	52,080円
第4段階	本人は市民税非課税だが、世帯の誰かに市民税が課税されている	●合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下	0.9	66,960円
第5段階		●合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円超	1.0	74,400円
第6段階		●合計所得金額が120万円未満	1.2	89,280円
第7段階	本人が市民税課税	●合計所得金額が120万円以上、210万円未満	1.3	96,720円
第8段階		●合計所得金額が210万円以上、320万円未満	1.5	111,600円
第9段階		●合計所得金額が320万円以上、400万円未満	1.7	126,480円
第10段階		●合計所得金額が400万円以上、600万円未満	1.85	137,640円
第11段階		●合計所得金額が600万円以上、800万円未満	2.0	148,800円
第12段階		●合計所得金額が800万円以上、1,000万円未満	2.15	159,960円
第13段階		●合計所得金額が1,000万円以上	2.3	171,120円



老齢福祉年金
 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

合計所得金額
 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以降の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

課税年金収入額
 国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。